

厚生労働大臣 福岡資麿 殿

財務大臣 加藤勝信 殿

訪問介護の基本報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げ の再改定を早急に行うことを求める要請書

2024 年 12 月 3 日

中央社会保障推進協議会

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3 年に 1 度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が 2024 年 4 月から引き下げられてから 9 ヶ月が経過しました。全国各地の訪問介護事業所からは「基本報酬引き下げに納得できない」、「このままでは事業継続が困難になる」など悲鳴が寄せられ、事態は深刻を増しています。

東京商工リサーチによれば「介護事業者（老人福祉・介護事業）の倒産は、2024 年 1～10 月で 145 件発生し、これまで年間最多の 2022 年 143 件を上回り、2 カ月残して過去最多を記録。ヘルパー不足が深刻な訪問介護は年間最多の 72 件に到達。2024 年は介護事業者の倒産が年間 170 件を超えるペースで推移しており、社会的にも介護事業者の淘汰が深刻さを増している」と指摘しています。

身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスであり、このまま事態を放置すれば、在宅介護が続けられない「介護崩壊」を招きかねません。

厚生労働省は訪問介護の基本報酬引き下げの理由に、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げているものであり、実態から大きくかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。長年にわたり訪問介護の基本報酬が低く据え置かれた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約 6 万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は 2023 年で 14・14 倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分がカバーできません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、厚生労働大臣、財務大臣に対して要請します。

【記】

訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回するとともに、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと